第１１号様式（第１９関係）

令和　年　月　日

公益財団法人２１あおもり産業総合支援センター

　理事長　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

名称および

代表者の氏名　（役　職）　　　　　　　印

収益納付に係る報告書

令和　　年　　月　　日付け第　　　　号で交付決定の通知を受けた令和２年度新しい生活様式対応ビジネスモデル構築支援事業費補助金に係る補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、令和２年度新しい生活様式対応ビジネスモデル構築支援事業費補助金実施要領綱第１９の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

１．補助事業の実施結果の事業化　　　　　　　　　　　有　　　無

２．産業財産権等の譲渡又は実施権の設定　　　　　　　有　　　無

３．その他補助事業の実施により発生した収益　　　　　有　　　無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金額（A） | 補助対象経費（B） | 補助事業に  係る売上額（C） | 補助事業に  係る収益額（D） | 控除額（Ｅ） | 納付額（Ｆ） |
|  |  |  |  |  |  |

【記載注意事項】

①１．～３．においてすべて「無」（１．については、事業実施期間内に売上なし）の場合には、上記の表への記入は不要。

②「補助事業に係る売上額（Ｃ）」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。

③「補助事業に係る収益額（Ｄ）」とは、「補助事業に係る売上額（Ｃ）」から、同売上額を得るのに要した額（補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等）を差し引いた額をいう。

　なお、「補助事業に係る収益額（Ｄ）」がゼロ又はマイナスの場合には、（Ｄ）にゼロと記載する。

④「控除額（Ｅ）」とは、「補助事業対象経費（Ｂ）」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額」をいう。　控除額（Ｅ）＝補助事業対象経費（Ｂ）－補助金額（Ａ）

⑤「納付額（Ｆ）」＝（「補助事業に係る収益額（Ｄ）」－「控除額（Ｅ）」）×（「補助

金額（Ａ）」／「補助事業対象経費（Ｂ）」）　＊円未満切上げ

（注）補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。